

(仮称)川西市手話言語条例(案)要綱に係る

意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和3年12月1日(水)～令和4年1月7日(金)
- 2 意見提出人数 : 38人
- 3 意見提出件数 : 45件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、A～ALのアルファベット表記に変えて備考欄に記載しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	意見提出者
1	全体	町中で手話をする人が増えたら素晴らしいことです。手話言語条例がスタートし、市民がこれまでより手話やろう者に対し理解が深まれば川西はろう者の（聴覚障がい者の）住み良い町となり笑顔の絶えない明るい生活を送ることができます。川西市に期待しています。	本条例では、手話に関する理解の促進及び手話の普及を図るため、基本理念を定め、市、市民、事業者の3者が共通の認識を持ち、市がその責務を、市民・事業者はその役割を自覚することで、相互に連携、協力し、障がいの有無にかかわらず、全ての人が安心して暮らすことができる豊かな共生社会の実現に寄与することを目的としています。	A
2	全体	手話を必要とする全ての人があらゆる場面で手話をいつでも自由に使用できる環境を整え、川西市民に広く普及し、身近な言葉になることが求められています。 この条例がきっかけとなって、広く手話が広まることを期待しています。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	B
3	全体	聞こえない人が安心して川西市で暮らせる為に、手話を使って川西市で生活を送ることができる環境を整え、川西市民が地域で支え合いながら安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざしたこの条例に賛成します。 今後施策が実現され、予算が組まれることを望んでいます。	本条例施行後は、手話等への理解並びに普及促進に向けた取り組みを進めるとともに、手話を必要とする人が手話を使って生活を送ることができる環境を整えていくため、関係機関等と調整しながら施策を検討し、推進していきます。	C
4	全体	川西市手話言語条例は大賛成です。	本条例では、手話に関する理解の促進及び手話の普及を図るため、基本理念を定め、市、市民、事業者の3者が共通の認識を持ち、市がその責務を、市民・事業者はその役割を自覚することで、相互に連携、協力し、障がいの有無にかかわらず、全ての人が安心して暮らすことができる豊かな共生社会の実現に寄与することを目的としています。	D
5	全体	川西で手話サークルに入っています。手話を学んできて、聞こえないということは本当に孤独な障がいだと痛感しています。 手話が言語として認められ、ろう者が安心して暮らせる川西市になるように言語条例が制定されることをうれしく思います。外見では分からない聴覚障がい者に理解が深まれば他の社会的に弱い立場の人にも優しい市になると思います。英語や中国語のように手話のあいさつだけでも広まればいいですね。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	E
6	全体	条例を読み、とてもすばらしいと理解します。すばやい環境の整備を求めます。	本条例施行後は、手話等への理解並びに普及促進に向けた取り組みを進めるとともに、手話を必要とする人が手話を使って生活を送ることができる環境を整えていきます。	F

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	意見提出者
7	全体	手話言語条例が川西市にできることを心待ちにしていました。前文から付則まで良くできていると感じました。これからの手話の広がり、市内あちこちで手話が使われていくことができるようにお願いします。条例をまずは広く市民に広めてください。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	G
8	全体	耳が聞こえませんが、市民の皆さんに手話を覚えてほしい。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	H
9	全体	手話言語条例ができて嬉しいです。 手話を広めて市民の理解を求められる街、手話言語条例政策、手話を使って生活を送ることができる環境、ろう者はコミュニケーションとしての理解を求める街、手話は言語であることを認識してろう者の理解並びに手話が必要であり、日常生活とか災害等に手話を使って生活を送ることができる街。	本条例施行後は、手話等への理解並びに普及促進に向けた取り組みを進めるとともに、手話を必要とする人が手話を使って生活を送ることができる環境を整えていくため、関係機関等と調整しながら施策を検討し、推進していきます。	I
10	全体	条例の言葉は難しい言葉もありますが、大変立派な条例と理解します。手話言語条例が広まり、ろう者もそうでない人も普通に暮らせることを望みます。皆が手話を使い話せれば、自治会も買物はもちろん仕事（職場）もうるおいが出ます。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	J
11	全体	川西市で手話言語条例が制定されることを心より嬉しく思います。この条例の制定によって市内在住のろうの方々の方がより暮らしやすい環境になることを期待しています。 川西市がろう者にとって日本一住みやすい市になることをめざして、条例の趣旨に則り、市民の多くが理解し協力できるようがんばっていきましょう。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	K

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	意見提出者
12	全体	私は、手話入門講座を2011年に受講し、今に至っています。その間、ろう者の置かれている現状、背景が少しずつ見えてきて、自分が無知なゆえ気がつかなかったことを知りました。今回、(仮称)川西市手話言語条例(案)要綱前文をつぶさに読み、①手話が言語であり、アイデンティティーの基であること。②ろう者は十分な情報提供やコミュニケーションの保障が無く不便、不安な生活を感じて生きてきたこと。③手話への理解、普及を求めていること。④災害、緊急時を含め、安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざしていることがしっかりと語られており、ろうあ者の背景全てが網羅されており、すばらしい条例です。また、前文に続き、第1条から第10条、付則に至るまでわかりやすくまとめられています。川西市がこの条例に沿って全ての人が生きやすい市になるように願っています。そして自分が貢献できる場所は担っていきたくと思っています。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	L
13	全体	本条例は、すばらしい内容で、たいへん喜ばしいと思います。前文中にある、日常生活から災害時に至るあらゆる場面で、手話を使って生活を送ることができる環境を整え、また全ての人が地域で共に支え合いながら安心して生き生きと暮らすことが出来る川西市こそ、待ち望んだ地域共生社会であろうかと思えます。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	M-1
14	全体	ろう者にとって、住みやすい川西市であって欲しいので、早く条例を作り施行して欲しいです。	本条例施行後は、手話等への理解並びに普及促進に向けた取り組みを進めるとともに、手話を必要とする人が手話を使って生活を送ることができる環境を整えていくため、関係機関等と調整しながら施策を検討し、推進していきます。	N-1
15	全体	手話言語条例が制定されることにより、手話を必要とする人が日常生活及び社会生活において手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることができる社会になることは素晴らしいことです。	本条例施行後は、手話等への理解並びに普及促進に向けた取り組みを進めるとともに、手話を必要とする人が手話を使って生活を送ることができる環境を整えていくため、関係機関等と調整しながら施策を検討し、推進していきます。	O
16	全体	手話が長い間、言語として認められていなかったということに、まず驚きました。この条例によって、ろう者が不便や不安を感じることなく安心して生活できる社会が実現することを望んでいます。手話が広く世間に認められ、広まっていくこと、その為には手話を学べる環境を整えていくことが肝要と思います。 幸い私は今、熱心な素晴らしい先生のもと、手話を学べる機会が得られています。しっかり覚えて、ろう者の方と笑顔でコミュニケーションをとることができるよう日々精進します。	手話を普及するには、手話を学べる環境を整えることが大変重要だと認識しています。条例施行後は、関係機関等と調整しながら、施策を検討し、推進していきます。	P

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	意見提出者
17	全体	地域活動支援センターの裸足の楽園で手話を学んでいます。ろう者の先生と手話通訳者の先生と色々と勉強しながら楽しく手話を教えて頂いています。 月2回の勉強の時間は、とっても楽しみです。いつも、どこでも、手話が飛び交う日常であって欲しいです。	手話を普及するには、手話を学べる環境を整えることが大変重要だと認識しています。条例施行後は、関係機関等と調整しながら、施策を検討し、推進していきます。	Q
18	全体	視力障がいがありますが、裸足の楽園で親切丁寧に、ゆかいに勉強させていただいています。	手話を普及するには、手話を学べる環境を整えることが大変重要だと認識しています。条例施行後は、関係機関等と調整しながら、施策を検討し、推進していきます。	R
19	全体	ろう者にとって必要な手話、手話言語条例は一つとして欠くことのできない内容だと思います。市議会での大崎議員の質問に対し、適切、柔軟な対応をしているとの答弁だが、かわにし市民便利帳の福祉のページに「手話」という文字が見当たらない。まだまだ手話に対する理解や関心が薄いのかと感じました。ろう者も啓発に努力されていると思いますが、一日も早く条例の（案）が消え、川西市が誰もが住み良い市となるよう期待しています。	本条例の施行後は、手話に対する理解を深めるため様々な情報発信手段を用いて啓発できるよう取り組んでいきます。	S
20	全体	この頃はTVにも字幕が出たりテロップが流れたりしますが、ろう者の方々には「受動」でしかありません。ご自分の思いを言ったり感情を伝えたり、意見を言う「能動」には「手話」が絶対になくしてはならないものです。それが長い間言語として認められなかったとは不思議でなりません。しかも「手話」が滞りなく使えるには、相当な努力、学習が必要です。それを消化して使っておられる「手話」を言語として認識するのは、当然のことだと思います。「人権」にちなみ、五輪に国の要人を派遣しない、ということをやっている半面で、ろうあの方々の思いを取りあげぬのは絶対許せません。この条例を必ず制定してください。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	T

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	意見提出者
21	全体	<p>私は難聴者です。コメントさせていただきます。この条例（案）要綱では、「手話」を日本手話、日本語対応手話等の区別をしない、との理解でコメントいたします。「手話」はろう者だけの言語ではありません。中途失聴者、難聴者でも多くの方が、主に日本語対応手話でコミュニケーションを取っています。私も難聴の家族、友人とは日本語対応手話でコミュニケーションを取ります。市の手話通訳派遣も、難聴者が利用しているはずです。</p> <p>また、昨年12月11日に川西市で開催された県難聴者福祉協会主催の「中途失聴・難聴者兵庫の集い」では、情報保証として手話通訳を付けました。このように県レベル以上の中途失聴・難聴者の行事では、情報保障の一つとして手話通訳を付ける場合が大半です。ところが、今回の案では、「ろう者」の言葉は多く出てきますが、「中途失聴・難聴者」「難聴者」という言葉は全く出てきません。一方で、案の第3条の基本理念に「全ての人が手話により意思疎通を図る権利を有する・・・」とあります。手話が必要な中途失聴・難聴者の存在を市民に知らせないのは、この理念に反していないでしょうか。</p> <p>また、第4条の市の責務に、「市は、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図る・・・」とあります。私も手話への理解・普及を望んでいます。望んでいる人がいるからこそ普及を進めることを市の責務とされていると思いますし、条例を検討いただいていると思います。普及を図るのに、手話が必要な中途失聴・難聴者の存在も示した方がよいかと思えます。</p>	<p>本条例では、基本理念において、全ての人が手話により意思疎通を図る権利を有すると定めており、前文にある「手話が必要とする全ての人」には、中途失聴者や難聴者の方々が含まれています。対象を限定することのないよう条例上は全ての人と明記し、原案のままとなりますが、今後とも様々な障がいに対する正しい知識の普及や障がい者に対する理解を深める啓発に努めていきます。</p>	U
22	全体	<p>川西市手話言語条例（案）を読んでいると、「手話＝ろう者」と捉えてしまいます。ろう者と書かれていると、ろう者だけの手話言語条例だと誤解を招くのではないのでしょうか。確認ですが、ろう者のためのものではないですね。手話はろう者だけが使っているわけではありません。盲ろう者は触手話でコミュニケーションをとっています。中途失聴・難聴者も手話を習得してコミュニケーションをしている人もいます。私自身が難聴者協会に属していますが、手話も使っています。情報保障に手話を依頼することだってあります。ろう者の理解を知ってもらうことはもちろんですが、ろう者、盲ろう者、中途失聴・難聴者等を含めた聴覚障がい者の理解の方が大事だと思います。聴覚障がい者の定義というものがありますが、その通りではない人もいます。自分のアイデンティティをもって生きていることを理解していただきたい。</p>	<p>本条例では、基本理念において、全ての人が手話により意思疎通を図る権利を有すると定めており、前文にある「手話が必要とする全ての人」には、中途失聴者や難聴者の方々が含まれています。対象を限定することのないよう条例上は全ての人と明記し、原案のままとなりますが、今後とも様々な障がいに対する正しい知識の普及や障がい者に対する理解を深める啓発に努めていきます。</p>	V

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	意見提出者
23	全体	条例（案）を読んだけど内容が難しく理解しにくい。条例を手話言語で表して欲しい。	いただいたご意見を参考に、条例施行後の施策や事業を検討し、推進していきます。	W
24	前文	前文にある「手話を必要とする方が、普段の買い物や通院といった日常生活から災害時等のあらゆる場面まで、手話を使って生活を送ることができる環境を整え、全ての人が地域で支え合いながら安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現」という表現が、ろう者の方が日常生活を送るうえでの生きづらさを感じ、それらを地域の皆で互いに支え合いながら、安心して暮らす社会に変えようということが大変分かりやすい文章で書かれていて良いと思う。 手話が言語であるとはっきりと表現されている所が、市民、事業者全ての人の共通理解と位置づけられていると思う。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	X-1
25	前文	薬店で保険証、600円、ありがとう、お体お大事に、と手話されてうれしい。だからこの前文はとてもいい。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、全ての人が暮らしやすい地域共生社会が実現できるよう、関係機関等と調整しながら、広く手話を普及していきます。	Y-1
26	前文	手話は、音声言語である日本語と同様に一つの言語であり、手指や体の動き、表情により視覚的に表現する言語です。ろう者にとって手話は、情報の獲得やコミュニケーションを図る重要な手段であり、自分自身を表現できるかけがえのないものです。 手話を必要とする方が、普段の買い物や通院といった日常生活から災害時等のあらゆる場面まで、手話を使って生活を送ることができます。最後に期待しております。	本条例施行後は、手話等への理解並びに普及促進に向けた取り組みを進めるとともに、手話を必要とする人が手話を使って生活を送ることができる環境を整えていくため、関係機関等と調整しながら施策を検討し、推進していきます。	Z

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	意見提出者
27	前文 (市の責務) 第4条 (施策の推進) 第7条	<p>手話言語条例の前文に「手話を使用できる環境を整え」「手話に対する理解を深める」「広く普及していく」とあり、そのすぐ後に同じ文言が繰り返されていて、この3つを実現するための条例とわかりやすく大変良いと思いました。ただ、この3点にはゴールがありません。そして現在、まだまだ整えられていない状況にある事は同じ全文の中断に述べられています。この条例が成立後、いかにして具体策を展開していくかにかかっていると云えるのではないかと思います。その策を市の責務として(第4条)「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」とあります。詳しくは(第7条)施策の推進で5つの具体策が掲げられています。私は、その中の意思疎通支援する一人として、(4)ろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成及び処遇等に関する施策 この項目を歓迎し期待します。</p> <p>現在、*有資格者が少ない。*ベテラン通訳者の高齢化 *次世代通訳者(若い通訳者)不足など多くの問題を抱えています。今、中心になって動いているメンバーは皆さん、個人の努力で県や県外に勉強に向いて学習してきた人達です。そのメンバーが次の世代を育てるべく奮闘しています。直接通訳を担いながら養成も担っている状況です。ぜひ市の具体策を検討される際に、現場を担っている通訳者の意見を取り入れ、進めていただきたい気持ちを込めて、この言語条例を歓迎、推進の意見といたします。</p> <p>もう1点、第7条の(3)手話の習得及び学習支援に関する施策について、伝えたいことがあります。実は40年にわたり他市にて小学校に勤めながら、市からの依頼で子ども達に手話の指導にも関わってきました。学校現場で、聴覚障がい児の支援も経験してきました。地域の学校でも展開できる施策はたくさんあります。教育委員会にふってしまうのではなく、現場や保護者から意見を吸い上げて効果的で確実に実現できる方向を模索していただきたいと思います。PRばかりの施策にならないよう、この施策の推進(1)から(5)を検討していける委員会組織につなげていってくださることを期待し、(施策の推進)項目も多いに支持いたします。</p>	ご意見のとおり、効果的に施策を推進することは大変重要なことであると認識しています。いただいたご意見を参考に、条例制定後の施策や事業を検討し、推進していきます。	AA
28	(基本理念) 第3条	<p>手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づいて、全ての人が手話により意思疎通を図る権利を有すること及び互いの人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。</p> <p>「人格と個性を尊重すること」の言葉は必ず入れて欲しい。あと「理解の促進」、「手話が言語である」、「意思疎通を図る権利」の部分も「人格と個性を尊重すること」に対して、付属して付け足さなければならない言葉、文であると思う。最後に「基本として行われなければならない」で強調されて、心に響く良い条文になる。</p>	いただいたご意見のとおり、基本理念は原案のままとします。	AB

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	意見提出者
29	(基本理念) 第3条	第3条で言われていることが基本ではあるが、その基本がまだできていない状況であります。ここから具体的に市民があたりまえに行動に移せるような施策を今後検討いただければと思います。	いただいたご意見を参考に、条例施行後の施策や事業を検討し、推進していきます。	A C
30	(市の責務) 第4条 (市民の役割) 第5条 (事業者の役割) 第6条	4条の市の責務、5条の市民の役割、6条の事業者の役割は、全てが地域共生社会の実現をめざす為のすばらしい条文であり、本条例が施行される川西市、市民、事業者の皆さんのことは、長い歴史の川西の中にあつて、誇り高い時代となることと思います。地域共生社会の実現は、全ての市民の安心と幸せの実現に大きく寄与することと思います。	全ての人が安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、関係機関等と調整しながら施策を検討し、推進していきます。	M-2
31	(市民の役割) 第5条	喫茶店で指文字で注文を聞くので第5条は立派、大丈夫と思う。この条例ができるとうれしい。	市民及び事業者はその役割を、市はその責務を認識し、連携、協力していきます。	Y-2
32	(事業者の役割) 第6条	ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともにろう者が働きやすい環境を整備されることを希望する。	いただいたご意見は、事業者の役割として第6条に規定しており、事業者はその役割を、市はその責務を認識し、連携、協力していきます。	A D
33	(事業者の役割) 第6条 (施策の推進) 第7条	いつでもどこでも手話ができる、手話で話す（直接アクセス）。 例）デイサービス、お店。 施設で働くろう者が必要。介護手話通訳が必要。	基本理念に則り、本条例のめざす社会に近づけるよう施策を検討し、推進していきます。	A E-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	意見提出者
34	(施策の推進) 第7条	川西市長の新年のあいさつは、通訳付動画はのせていないので、のせて欲しいです。 川西市長のあいさつなどの動画の場合は、手話通訳にベテランの人が欲しいです。 病院の中で手術中に通訳がつき、コミュニケーションできる人が欲しいです。 ※病気の人は目が覚めると話しができる。 ※目をつぶるのは無理です。 動画は何でも手話通訳を付けて欲しいです。	いただいたご意見を参考に、条例施行後の施策や事業を検討し、推進していきます。	A F
35	(施策の推進) 第7条	手話は、聴覚障がい者にとって言語ですので、もっと利用できるようにしてください。 緊急時、筆談よりも手話の方が早いと思います。 川西市内の施設にも聴覚障がい者が安心して暮らせるように手話のできる介護師を置いて欲しい。	いただいたご意見を参考に、条例施行後の施策や事業を検討し、推進していきます。	A G
36	(施策の推進) 第7条	ろう者とコミュニケーションできるように小学生から勉強の時間に入れたいと思います。	いただいたご意見を参考に、条例施行後の施策や事業を検討し、推進していきます。	A H
37	(施策の推進) 第7条	条例施行後でいいので、条例の内容がわかる手話動画を載せて欲しいです。 また、手話でパブリックコメントできるようになって欲しいです。	いただいたご意見を参考に、条例施行後の施策や事業を検討し、推進していきます。	A I - 1
38	(施策の推進) 第7条	主な施策の(3)について「手話講師の育成(確保)」も追記して欲しい。	いただいたご意見につきましては、第7条に規定する「ろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成」に関する施策に含まれており、条例施行後に取り組んでいきます。	A J - 1
39	(施策の推進) 第7条	手話を言語として認めることは必要であると思うが、手話を使える人を増やしていくのはハードルが高い。スマートフォンで音声を変換するなど、そのような手法を広めるといった方向に進める方がコミュニケーションをとれるのではないか。	ろう者の中には、文字で理解することが難しい方も多くいらっしゃることから、手話を普及したいと考えています。ご意見のとおり、手話を習得することは非常に難しいところですが、まずはあいさつ等の簡単なものから使えるよう普及に努めていきます。	A K

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	意見提出者
40	(情報保障) 第8条	ろうあ者の家族や身近な人達に手話に関する十分な情報提供が必要。	手話言語条例の趣旨が多くの方に理解され、暮らしやすい社会となるよう、手話に関する様々な取組は、当事者のみならずご家族や身近な人達にも周知、啓発できるよう努めていきます。	A E - 2
41	(情報保障) 第8条	第8条について、「努めるものとする」の文面を「しなければならない」に（「努力義務」→「義務規定」へ）変更して欲しい。その方が模範となり、市民を守る市としてもアピールにつながると思います。市民憲章の「幸せが実感できるまち」	本条は、ろう者が手話等により円滑に情報を取得することについて保障する旨を定めたもので、全ての場面で手話等による情報の取得ができるようにすることは難しいため、できる限り努めるものとする旨を規定しています。	A J - 2
42	(情報保障) 第8条	第8条（情報保障）に「市が市内事業者に対しても、「手話による情報提供」を行うよう呼びかける」といった内容を追加していただければと思います。外郭団体等が市民向けに行う情報提供にも手話が用いられればより良いかと思います。今後この条例に基づき手話への理解、手話の普及が進むことを期待しています。	条例施行後は、まずは、市が手話による情報提供に取り組んでいくこととし、事業者に対しては、第6条に規定する役割を求めていくことから、原案のままとします。	A L
43	付則	条例の見直しは3年ごとではなく1年くらいが良いのでは。	本条例のめざす地域共生社会の実現は、すぐに達成できるものではなく、中・長期的な視点から検討を重ねていく必要があると考えられることから、原案のままとします。	N - 2
44	付則	付則で3年ごとに、必要な見直しを行うものとする表記されている点も、より改善されていく条例となる表現だと思われた。	条例施行後の施策の推進を担保するため、見直し規定を付則に定めています。規定のとおり条例施行の日から3年ごとに必要な見直しを行ってまいります。	X - 2
45	付則	付則第2項の見直し規定について、ろう者や手話関係者の意見は必ず聞くという前提であって欲しいと強く思います。	いただいたご意見を踏まえ、その手法を検討してまいります。	A I - 2

<参考>

※今回提出された意見で、パブリックコメント対象の条例（案）要綱に対する意見以外のものについては、「市の検討結果」作成の対象外となりますが、参考として以下のとおり、意見の内容のみを掲載します。

番号	意見の内容
1	聴覚障がい者は、皆字を読める訳ではありませんので、テレビの画面には手話通訳者をもう少し大きく出るようにして欲しいです。
2	聴覚障がい者の老人ホームについて。手話が会話の主体の聴覚障がい者は健常者のホームに入所することは会話のない生活をする事です。筆記が困難な理解力の乏しい人もいます。健常者のホームは沢山あるのに何故障がい者の老人ホームはこんなに少ないのですか？せめて市に1つ2つあってもいいのではないですか？人権を言うなら障がい者に優しい市であってほしい。健常者である私達もいつ障がい者になるかわからないのですから。聴覚障がい者の老人ホームを川西市で建ててほしい。切に願います。
3	川西市手話言語条例要綱に一言意見を申し上げます。 miLife 11月号の「意外と知らない体の話」に、難聴が認知症を早めるとありました。補聴器をつけないと人の話し声が聞き取れない私にとって、耳の痛い内容でした。どうしても家に籠りがち、人とコミュニケーションをとるのが億劫になります。そこで提案です。 是非手話条例を作りたいです。市役所はじめ、公民館など公共施設に、話の聞き取りができる機器を設置していただきたいです。65歳以上の高齢者の半数以上が補聴器が必要で、難聴者は認知症を早めるとあらば、会話の基本である聞き取りへの援助は必須です。高齢者が生きていく上で大事な条例になると確信します。
4	川西聴覚障がい者福祉センター設立に向けての取組が必要。